

徳島県内
第17号

株式会社オプトピアを認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第17号として、株式会社オプトピアを平成24年10月25日付けで認定しました。



平成24年11月2日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける株式会社オプトピアの井上代表取締役（右）



認定マーク「くるみん」

株式会社オプトピアの取組の概要

- 1 行動計画の期間**
平成22年8月21日～平成24年9月30日（2年間）
- 2 行動計画の目標**
育児短時間勤務制度の拡充
- 3 取組結果**
育児短時間勤務制度について、対象とする子の年齢を満18歳に達した日以後3月31日までとし、平成24年8月1日より施行した
- 4 その他の先進的取組**
ゴールデンウィーク休暇、夏季休暇として、長期の連続休暇が可能となる、年次有給休暇とは別の有給休暇制度の実施